

## 会議録（1）

会議の名称	令和7年度第1回飯能市空家等対策協議会
開催日時	令和7年10月29日（水） 開会 午後2時00分 閉会 午後3時05分
開催場所	飯能市役所本庁舎5階 第1委員会室
議長氏名	長谷川 裕寿
出席委員	長谷川 裕寿 藤川 久之 西野 利行 竹井 孝賢 森田 昌宏 山崎 昭佳 新井 勝
欠席委員	澁谷 守 遠藤 英次
説明者等 出席者氏名	市長 新井 重治 建設部長 木崎 晃典 建設部建築課長 長谷部 雅 建設部建築課主査 古川 宜代
傍聴者の数	1名
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員 職 氏 名	建設部建築課主任 井戸 純子

## 会議録（2）

### 議事の概要（経過）・決定事項

開会に際し、市長が挨拶を行った。

委員及び市の職員の紹介を行った。

議事（1）第2次飯能市空家等対策計画（案）について、事務局から説明を行い、質疑応答を実施した。

議事（2）特定空家等の状況について、事務局から説明を行い、質疑応答を実施した。

その他にて、令和7年度第2回飯能市空家等対策協議会の開催日程について報告した。

閉会に際し、建設部長から挨拶を行った。

本協議会の開催については、議事内容に個人情報を含むため、一部非公開とした。

## 会議録（3）

発言者	発言内容
	(14:00 開会)
建築課主査	<p>只今から、令和7年度第1回飯能市空家等対策協議会を開会いたします。</p> <p>はじめに、本日の出欠席について報告させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は7名で、欠席は、濫谷委員、遠藤委員でございます。</p> <p>飯能市空家等対策協議会条例第6条第2項の規定に基づく定足数（1/2）を満たしておりますので、ただ今から令和7年度第1回飯能市空家等対策協議会を始めさせていただきます。</p> <p>なお、本日は一部公開の会議としておりますので、傍聴を希望される方、（また取材記者）については後方の傍聴席で傍聴していただきますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつを頂戴したいと存じます。</p> <p>長谷川会長よろしくお願ひいたします。</p>
会長	(挨拶)
建築課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、新井市長からごあいさつ申し上げます。</p> <p>新井市長よろしくお願ひいたします。</p>
市長	(挨拶)
建築課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>今年度から新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、委員の方のご紹介をさせていただきます。お手数ですが、お名前をお呼びしますので、ご起立をお願いいたします。</p>
	(委員紹介)
建築課主査	<p>以上のお二人となります。ありがとうございました。</p> <p>誠に恐縮ではございますが、新井市長は次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。</p>
	(市長退席)
建築課主査	続きまして、本日出席しております、市の職員を紹介させていただきます。

	(職員紹介)
建築課主査	どうぞよろしくお願ひいたします。 次に資料の確認をさせていただきます。
	(配布資料の確認)
建築課主査	それでは、次第に沿って、次第の3議事に移ります。 ここからは、飯能市空家等対策協議会条例第6条第1項の規定により、長谷川会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、議事（1）「第2次飯能市空家等対策計画（案）について」を議題とします。はじめに、事務局から説明願います。
建築課長	(資料に基づき説明)
議長	事務局からの説明は以上ですが、委員の皆様からご質疑ご意見等ありますでしょうか。
委員	飯能市が把握している空き家の件数はどのくらいあるのでしょうか。
建築課長	令和6年度実施いたしました実態調査において、空き家と思われる建物を2,121件確認しております。ただし、これは時間の経過とともに変動するものと考えられます。
委員	変動していく空き家の件数を継続的に把握するためには、空き家バンクへの登録等、所有者による空き家の申告が有効だと考えられますが、空き家の件数を把握するための対応策は考えていますでしょうか。
建築課長	全ての所有者に空き家であることについて申告等をしていただくことは難しいと思われますが、空き家の活用等で悩まれている所有者に対し積極的に空き家バンク等の制度を周知していくことが対応策のひとつとなるのではと考えています。
議長	平成28年度と令和6年度の空き家実態調査を比較すると、飯能市内の空き家件数はかなり増加しているようです。空家等対策に関する特別措置法が令和5年に改正され、管理不全空家等に対する措置について追加されました。この法改正がより早い時期にされていた場合、空き家件数の急激な増加は抑止できたと考えられるでしょうか。
建築課長	法改正により管理不全空家等について追加された経緯としましては、特定空家等に該当する空き家は深刻な状態であるものに限られ、認定のハードルが高いことから、空家法に基づく対応が進まない状況にあつ

	たことが考えられます。法改正により、適切な管理がされない空き家について、特定空家等に該当する状態になる前に早期に対応することが可能となった点においては、より早い時期に法改正がされていた場合、空き家件数の増加抑止において一定の効果があったのではないかと考えています。
	一方で、特定空家等と管理不全空家等の棲み分けについては未だ課題があり、それぞれの対応については慎重に判断していく必要があります。
議長	第2章3課題の整理について、立地条件による課題を挙げており、それに対する施策として現在も実施している空き家バンク制度について記載されていますが、他に対応策は検討しているのでしょうか。
建築課長	これまで、空き家バンク制度についてはチラシの配布等で所有者に広く周知を行ってまいりましたが、市としてもさらに強い働きかけが必要だと考えています。
	市街地と比較し不動産の流通が活発でない山間地域において、空き家の活用の施策として空き家バンクは今後も効果が見込めると考えており、昨年度実施した実態調査を基に、自治会等とも連携を取りながら、活用意向のある所有者等に焦点を当て周知を進めてまいりたいと考えています。
委員	第3章の「空家法における『管理不全空家等及び特定空家等に対する措置』の手順フロー」について、所有者不明の空き家への対応についても記載されていますが、民法改正に伴い所有者不明の空き家等への対応として財産管理制度の活用についても規定されていますので、そういう選択肢があることについても記載していただければと思います。
建築課長	財産管理制度については、第3章4具体的な施策にて言及していますが、手順フローに項目を追加する等、より明確な記載となるようにします。
議長	市民に公表される計画ですので、視覚的に分かりやすいつくりにしていただければと思います。
委員	第3章9空家等対策に関する関連施策に記載するのはいかがでしょうか。財産管理制度は、市民はもちろん空き家対策を進めていく職員もその制度を把握する必要があるかと思いますので、わかりやすい説明があると良いと思います。
建築課長	空家等対策の施策として、財産管理制度の説明を加えたいと思います。

議長	委員の皆様から、他にご質疑ご意見等がありますか。
委員	(意見等なし)
議長	ご意見等ないようですので、以上で次第3 議事（1）「第2次飯能市空家等対策計画(案)について」を終了とさせていただきます。
建築課主査	<p>ありがとうございました。</p> <p>議事（2）「特定空家等の状況について」につきましては、個人情報を含む内容であることから非公開となりますので、ここで傍聴者の方には退出をしていただきます。それでは、長谷川会長に引き続き議長をお願いいたします。</p>
<b><u>議事（2）「特定空家等の状況について」は、個人情報を含むため非公開とします。</u></b>	
議長	<p>本日の議事については、以上で終了となります。</p> <p>進行を事務局にお返しします。</p>
建築課主査	<p>議長、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第4その他でございます。</p> <p>令和7年度第2回空家等対策協議会の予定については、令和7年1月25日（月）午後1時15分から 飯能市役所別館1階 危機管理会議室にて行います。</p> <p>委員の皆さまへは後日、改めて通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からの説明は以上でございますが、委員の皆様からご意見、ご質問などございますでしょうか。</p>
委員	(意見等なし)
建築課主査	委員の皆様、貴重なご意見並びにご協力、ありがとうございました。 閉会に際しまして、建設部長からご挨拶申し上げます。
建設部長	以上で、令和7年度第1回飯能市空家等対策協議会を閉会いたします。
建築課主査	本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。
(15:05 閉会)	

議事のてん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

署 名 \_\_\_\_\_